

長崎市規則第 106 号

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び会計年度任用職員の任用、勤務時間、給与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び会計年度任用職員の任用、勤務時間、給与等に関する規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 6 年長崎市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改め、同項第 18 号中「公務」の次に「又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）」を加える。

(会計年度任用職員の任用、勤務時間、給与等に関する規則の一部改正)

第 2 条 会計年度任用職員の任用、勤務時間、給与等に関する規則（令和 2 年長崎市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。